

令和 5 年度
行政監査結果報告書

東大阪市監査委員

監 報 第 1 3 号
令和6年3月25日

東大阪市監査委員	向 川 茂 弘
同	牧 直 樹
同	松 川 啓 子
同	木 村 芳 浩

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第2項の規定による監査を実施し、同条第9項及び第10項の規定により決定した監査の結果に関する報告及びその意見を提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和5年度行政監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第3 監査の対象

ふるさと納税業務に係る事務事業等（ただし、企業版ふるさと納税を除く。）

所管課 企画財政部企画室企画課

第4 監査の着眼点

ふるさと納税業務に係る事務の執行が、東大阪市監査基準第4条第1項第2号に規定する「法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか」について、主に次の着眼点から監査を実施した。

- 1 寄附募集の目的が明確に設定されているか。
- 2 寄附の目標額を達成するために効率的、効果的な取組は行われているか。
- 3 寄附の申込み及び返礼品の贈呈に関する事務は適正に行われているか。
- 4 寄附募集等に必要経費は、国の基準等に沿った適正なものであるか。
- 5 寄附金は適切に活用されているか。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の確認等を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- (2) 実施日程 令和5年11月13日から令和6年3月25日まで

第7 監査対象事業の概要

1 事業の概要

(1) 経過

ふるさと納税は、生まれ故郷やゆかりの地など、応援したい自治体に対して寄附を行うことができる制度であり、平成20年度に開始された。その後、平成27年度税制改正により控除上限額の拡大、「ワンストップ特例制度」の創設等制度が拡充されると、利用者は飛躍的に増加した。

本市でも、ふるさと納税事業を通じて市の魅力を広く発信していくことを目的とし、平成28年度から事業の拡充を図ることとなった。具体的には、ふるさと東大阪応援寄附金業務を委託し、寄附者への返礼品提供を開始した。さらに、令和3年度には企業版ふるさと納税を、令和4年度にはクラウドファンディング型ふるさと納税を開始している。

(2) 目的

ふるさと納税とは、個人が自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と個人住民税から原則として全額が控除される制度である（ただし、一定の上限がある。）。

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された。

この制度には、次の三つの大きな意義があると説明されている。

・第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。

それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。

・第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。

それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

・第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。

それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

【参考】ふるさと納税の理念（総務省 ふるさと納税ポータルサイト）

また、総務省は、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金が更に有効に活用されるためには2つの視点が重要であるとしている。

・ふるさと納税の使い道を地域の实情に応じて工夫し、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすること。

・ふるさと納税を行った方と継続的なつながりを持つこと。

本市では、ふるさと東大阪応援寄附金要綱第1条において、「東大阪市の未来を築く

魅力あるまちづくりに応援をいただける人々から寄附金を募り、基金に積み立てるとともに、その寄附金を財源として事業を行うことにより、夢と活力あふれるまちづくりに資すること」を目的としている。

(3) 歳入予算及び寄附額等の推移

令和5年度当初歳入予算額	4億2,000万円
(内訳) ふるさと東大阪応援寄附金	4億円
企業版ふるさと納税寄附金	1,000万円
クラウドファンディング型寄附金	1,000万円

(単位:千円)

年度	寄附額【①】	市税流出額【②】	地方交付税算入額 ②×0.75【③】	実質流出額 (△)【④】 ①+③-②	経費【⑤】	実質流出額 -経費 ④-⑤
平成28年度	37,250	331,396	248,547	△45,599	5,158	△50,757
平成29年度	74,408	474,019	355,514	△44,097	29,377	△73,474
平成30年度	74,369	630,583	472,937	△83,277	29,243	△112,520
令和元年度	67,390	665,146	498,859	△98,896	27,537	△126,433
令和2年度	137,588	854,870	641,153	△76,129	60,952	△137,081
令和3年度	277,710	1,079,381	809,536	7,865	130,332	△122,467
令和4年度	308,399	1,263,736	947,802	△7,535	135,328	△142,863

※寄附額、市税流出額及び経費は「総務省発表資料」記載額

※地方交付税算入額は独自に算出した額

【参考】

令和4年度歳入決算額	市民税	318億5,150万円
	うち 個人市民税	258億1,895万円

(4) 歳出予算

令和5年度当初歳出予算額	
ふるさと納税業務経費	1億9,394万円
うち、ふるさと納税事業委託料	1億3,800万円

(5) ふるさと納税ポータルサイト

ふるさとチョイス(平成29年12月掲載開始)

au PAY ふるさと納税〈ふるさとチョイスパートナーサイト〉（令和4年7月掲載開始）
 セゾンのふるさと納税〈ふるさとチョイスパートナーサイト〉（令和4年10月掲載開始）
 楽天（令和2年9月掲載開始）
 ふるなび（令和2年9月掲載開始）
 さとふる（令和4年11月掲載開始）
 マイナビ（令和5年9月掲載開始）
 ふるスポ！（令和5年6月15日契約）

（6）ふるさと納税に係る基金の状況

（単位：千円）

基金名	令和4年度		令和4年度末 現在高
	積立額	取崩額	
ふるさと創生基金	62,600	10,873	165,936
愛はぐくむ子どもスクラム基金	2,193,600	17,546	2,478,027
ラグビーのまち東大阪基金	46,200	17,047	593,701
豊かな環境創造基金	11,900	1,910	51,030
地域福祉基金	10,400	2,171	185,254
新型コロナウイルス感染症対策応援基金	500	0	32,858

※積立額にはふるさと納税寄附金の他、一般寄附金、預金利息等を含む。

第8 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

1 全庁的に取り組む体制の整備について

本市では、市税流出額が寄附額を上回り、ふるさと納税制度に伴う収支としては赤字の状況にある。企画課では、流出額を補てんできる寄附額を目標として設定しているものの、全庁的な周知や情報提供が行われていない。

現状や目標を共有した上で、課題を整理し、全庁的に取り組む体制を整備されたい。

2 寄附者と継続的なつながりを持つ取組について

総務省では、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得た資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには2つの視点が重要とし、その1つとして、ふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めることが掲げられている。

本市では、寄附者にお礼状は送付しているものの、継続的なつながりを持つ特段の取

組は行っていない。

他市では、2年以上連続して寄附をされた方への感謝状の送付や寄附の活用状況などを掲載したダイレクトメールの送付を行うなどの事例が見受けられる。

ふるさと納税を通じて本市に関心を持っていただくことは有用であり、リピーターの確保に向け、本市の魅力ある返礼品の案内や寄附の活用状況をわかりやすく報告するなど十分な取組を検討し、実行されたい。

3 クラウドファンディング型ふるさと納税の周知について

クラウドファンディング型ふるさと納税とは、寄附金の使い道としてより具体的な事業を示し、これに共感した方からの寄附を募る仕組みである。

本市では、令和4年度から野良猫の不妊手術費用補助金増額のためのクラウドファンディングを実施し、寄附の目標額を達成する一方、他事業での実施には至っていない。

クラウドファンディング型ふるさと納税では、寄附者は自身の暮らす自治体や応援したい自治体の事業に直接寄附ができ、当該事業の所管部局は直接財源を確保できることから双方にとって有用な仕組みとなっている。これを全庁的に周知し、積極的に活用されたい。

第9 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に基づき次のとおり意見を付す。今後の事務執行の参考とされることを望むものである。

1 寄附者の傾向の分析について

寄附者の傾向について、年齢層、性別、寄附額、寄附の用途等に区分した詳細な分析が行われていない。

傾向を分析し、返礼品に対するニーズや本市への関心等を把握した上で、返礼品の開拓や効果的なプロモーションへの活用を検討されたい。

2 返礼品の新規開拓の取組について

返礼品提供事業者は市のウェブサイトで募集しており、登録事業者数や返礼品数は増加しているが、引き続き返礼品を開拓することは、市の魅力発信につながるとともに事業者の新たな販路につながる可能性がある。

今後は、商工会議所や商店街等に協力を求め、新規事業者の情報収集や既存事業者とのより密接な関係構築を進め、返礼品の新規開拓に努められたい。

3 魅力ある返礼品の提供について

(1) 体験型返礼品について

本市はスポーツのまちやモノづくりのまちとして、その推進や支援を図っている。これらを活かした体験型返礼品については、過去に花園ラグビー場スタジアムツアーを提

供していたものの、現在は提供していない。

他市が実施した体験型返礼品が新聞で取り上げられることもあり、体験型返礼品の注目度の高さがうかがえる。

本市でも、その特色を活かすためスポーツ特化型ふるさと納税ポータルサイトの利用契約を締結し、スポーツ体験型返礼品の検討が進められている。スポーツやモノづくりの体験は魅力的なものであり、本市を訪れるきっかけにもなりうることから、関係部局と連携の上、早期の実現に努められたい。

(2) 返礼割合が25%を超える返礼品について

本市の寄附額に対する返礼品の額の割合（以下「返礼割合」という。）は、工業製品など送料が高額になるものが多いことから、東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領（以下「要領」という。）で25%を上限としており、総務省基準である30%と比較して低く設定していたが、令和5年8月に要領を改正し、配送に係る経費等が不要又は安価な場合には30%を超えない範囲で設定できることとした。

電子クーポンや体験型返礼品等はこれらに該当し、より魅力的な返礼品を生み出せる可能性があるものの、要領改正以降、25%を超える返礼品の設定には至っていない。

本市の特色を活かしつつ、様々な視点から返礼品の企画・開発に努められたい。

4 ふるさと納税のPRについて

ふるさと納税のPRについては、ふるさと納税ポータルサイトに広告を掲載することで一定の効果を見込んでいるが、ポータルサイトを訪れる事のない方へのアプローチも必要である。

例えば、市内の宿泊施設や観光地において市のウェブサイトにつながる二次元バーコードを掲載したチラシの配架やポスター掲示の協力を依頼することなどが考えられる。

本市のふるさと納税の更なる周知方法を検討されたい。

5 ウェブサイトにおける寄附金の活用報告の掲載について

総務省では、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得た資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには2つの視点が重要とし、その1つとして、ふるさと納税の使い道を地域の実情に応じて工夫し、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすることが掲げられている。

本市では、市のウェブサイトですべての寄附金の活用について掲載しているが、活用した事業について詳細な説明はなく、寄附金の使い道が伝わりにくいものとなっている。他市では表やグラフを用いた説明や活用結果に係る報告書を掲載するなど、具体的に周知している事例が見受けられる。

寄附金の活用報告に係るウェブサイトが明確で伝わりやすい内容となるよう掲載内容を検討されたい。

6 ワンストップ特例制度における電子申請について

ワンストップ特例制度については、書面及び電子により申請を受け付けている。令和4年度では2,864件の申請があり、このうち電子申請は762件となっている。

電子申請の場合、1件当たりの費用に加えて固定費が生じることから、現状では書面申請と比較して費用が高くなっている。

電子申請はその利便性に加え、事務負担の軽減や、一定数以上の申請件数を確保することで費用が削減されることから、利用促進につなげる取組を検討されたい。

7 ふるさと納税推進検討委員会について

ふるさと納税の推進を目的としてふるさと納税推進検討委員会（以下「委員会」という。）が設置され、委員長に企画課長、副委員長に財政課長、委員に寄附金を積み立てる各基金の所管課長等が充てられ、合計9名で組織されている。

所掌事務は、ふるさと納税業務及び同プロモーション業務委託事業者の選定、返礼品の選定、ふるさと納税制度の円滑な運用等に関すること等であるが、近年の会議は年間の事業報告や今後の予定の周知等、定例的な内容に留まっている。

委員会はふるさと納税制度に関する唯一の庁内横断組織であり、委託事業者の選定だけでなく、返礼品の新規開拓や体験型返礼品の開発、ふるさと納税ポータルサイトの選定に関する検討など、更なる制度推進に向け、機能拡充を図る必要があると考えられる。

また、委員会委員に基金の所管課長を充てているが、愛はぐくむ子どもスクラム基金については基金所管課と寄附金活用事業所管課が異なり、寄附金活用事業所管課長は委員会に参加していない。寄附金活用の方向性や活用後の報告手法等を協議し、共有するには、必要に応じて寄附金活用事業所管課が委員会へ参加できる体制を確保することが望ましいと考えられる。

委員会のあり方について検討されたい。

8 寄附金の有効活用について

本市のふるさと納税では、寄附金の使い道を「ラグビーのまち魅力増進施策」「子どもをすこやかに育む施策」「地域の特色を生かすまちづくり施策」「高齢者・障害者の福祉に資する施策」「豊かな環境の創造を推進する施策」等から選択でき、寄附金は使い道に応じて関連する各基金に積み立てられている。

各基金は特定の事業の財源に充てるために設置されており、該当事業を計画する際には、その財源として活用するか検討することとなる。さらに、財源として活用する事業の選定は、寄附者の意向に沿って検討することが重要であるが、現在の活用事業は一部固定化しているのが実態である。

寄附者の意向や地域の実情に応じた魅力ある事業に寄附金を活用できるよう更なる工夫や検討に努められたい。